

平成27年度「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」
鹿児島県実施要綱

1 運動の目的

全国的には交通事故件数や死傷者数が減少する中、県内における平成26年中の交通事故は、発生件数、負傷者数は前年より減少したが、死者数は94人で3人増加し、3年連続の増加となった。

また、全国では14道県が第9次都道府県交通安全計画における死者抑止目標を達成した中で、本県は死傷者数1万人以下の目標は達成したが、死者数が「年間の交通事故死者数62人以下」の目標を大きく上回り、未だ目標達成には至らず厳しい情勢である。

平成26年中に発生した交通死亡事故の特徴を見ると、高齢者の死者数は前年より10人増加の58人で、全死者の61.7%を占め、平成15年以降12年連続で全死者数の過半数を占める結果となった。

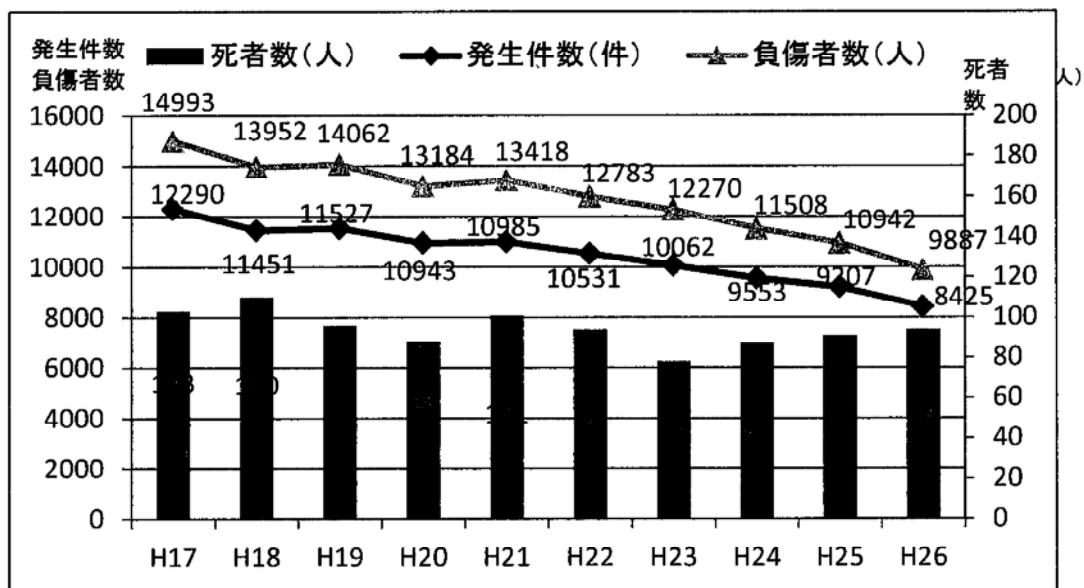
また、高齢運転者が第一当事者になる事故や高齢歩行者が道路横断中に被害に遭う事故が増加しており、高齢化率がさらに高くなることが予想される中、高齢者の交通事故防止対策が最重要の課題である。

死亡事故の原因は、運転者の「前方不注意」や「運転操作の不適」など漫然運転によるものが大半を占めたほか未だに飲酒運転による死亡事故が発生していること、歩行者は車の直前横断、横断歩道外横断が多いこと等、運転者、歩行者とも交通ルールの欠如、軽視による交通事故が増加しており、県民一人一人に交通ルールとマナーを守ることを浸透させることが極めて重要である。

また、本年は第9次県交通安全計画の最終年であり、死者抑止目標の達成のため、年当初から関係機関・団体が連携を強化して交通事故防止対策を強化する必要があるが、最も重要なことは他人に対する「思いやり運転」に徹することである。

このような状況を踏まえ、県民一人一人が交通事故を自分自身のこととして捉え、交通安全意識を高め、思いやりとゆずりあいの心をもって、安全運転を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

【表1：過去10年間の交通事故発生状況の推移】



2 運動期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

3 スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう ^{かごしまじ}鹿児島路

(選定理由)

県民一人ひとりが交通ルールとマナーを遵守・実践し、交通事故抑止につながることを願い、上記スローガンを選定することとする。

なお、上記スローガンは、第9次県交通安全計画初年度の平成23年度から使用している。

4 運動の最重点、重点

(1) 最重点

高齢者の交通事故防止

～「つけてますか？運動」・「プラス1運動」の展開～

(選定理由)

平成26年中における高齢者の交通事故死者数は58人で、前年に比べ10人増加し、全死者数(94人)の61.7%を占めている。

本県は、平成15年以降、12年連続で高齢者の交通事故死者数が全死者の過半数を占めており、死者数を減少させるためには高齢者の死亡事故を抑止することが最も重要である。

このため、第9次県交通安全計画の最重点事項に「高齢者の安全確保」を掲げ、関係機関・団体が高齢者交通事故防止に向けた各般の施策に取り組んでいる。

平成26年の高齢者の死亡事故の特徴は、歩行中が31人で最も多く、そのうち横断中の死者は27人で、運転者から見て右から左に横断中に被害に遭った者が17人(63%)であり、道路を渡りきる直前に左方から走行して来た車にひかれて亡くなる事故が6割を超えた。

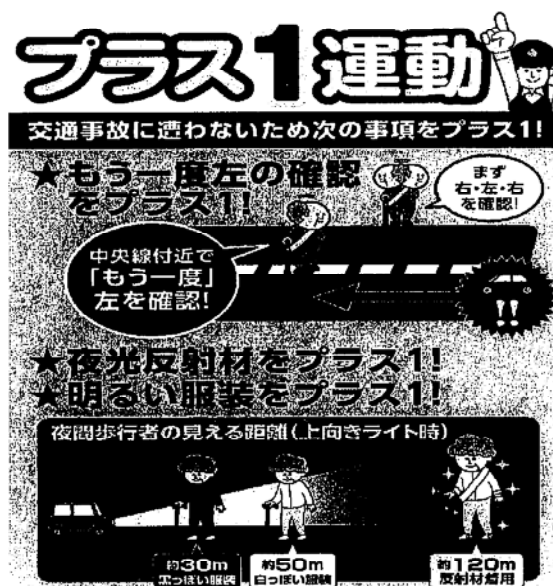
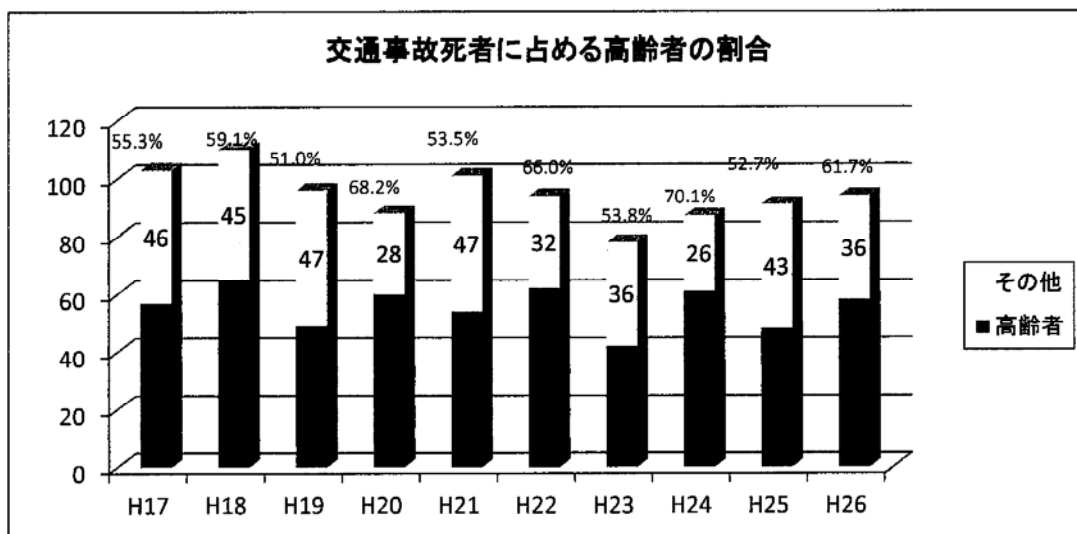
また、夜間歩行中死者は26人で、全員夜光反射材は非着用であった。

原因として、運転者が、右から左へ横断する歩行者に目が行き届かないことや歩行者も反射材を着用しておらず、また、車のライトが下向きのため、運転者も衝突するまで歩行者に気付かない状況であることが挙げられる。

よって、高齢者に対し「つけてますか？運動」と「プラス1運動」を重点に広報して交通安全意識の高揚を図り、道路横断中、とりわけ夜間の交通事故防止を図ることとする。

「プラス1運動」は、このような歩行中の交通事故を防止するために、道路横断中、中央線付近でもう一度左側確認をプラス1！夜光反射材をプラス1！明るい服装をプラス1！とするもので、広く県民及び県内の関係機関・団体へ周知させるため、同運動を県交通安全県民運動推進協議会の交通安全県民運動の一つとし、これまで推進してきた「おやっとさあ運動」に代えて本重点のサブタイトルに掲げることとする。

【表2：交通事故死者に占める高齢者の割合】



(2) 重点

ア 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

～「3 (サン) ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～
(選定理由)

平成26年中、交通死亡事故の事故類型別では車両対歩行者が41件、41人と最も多く、全死者数(94人)の43.6%を占め、うち、夜間における死者は33人で、全歩行中死者の80.5%を占めているが、26人は高齢者であり、夜間高齢歩行者の事故をいかに防止するかが最大のポイントである。

夜間における車両対歩行者の死亡事故において、歩行者は全員夜光反射材は非着用(表3参照)で、加害車両の前照灯は、上向き対象車両21台中20台が下

向きであった。

早朝、夕暮れ時、夜間は周囲の視界が悪くなり、車両と歩行者の事故が多発する。

原因としては、車両の運転者が早めにライトを点灯せず、夜間ライトの上向き、下向きの切り替えをしないため、歩行者に気付かないことや歩行者も車の直前を横断したり、夜光反射材を着用していないことなどが挙げられる。

よって、事故防止のために、車両運転者には、①早めのライト点灯②原則上向きライト点灯③トンネル内ライト点灯の「3（サン）ライト運動」の定着、習慣を呼びかける。

また、歩行者に対しては、横断歩道の横断等正しい道路通行と早朝や夜間外出時の明るい服装に夜光反射材着用の「つけてますか？運動」と「プラス1運動」の浸透を呼びかけ、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を図る。



【表3：歩行中死者の推移及び夜光反射材着用状況】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全歩行中死者	46	35	35	29	37	46	36	37	33	42
うち夜間歩行中	30	18	21	18	26	26	25	25	22	33
構成率	65.2%	51.4%	60.0%	62.1%	70.3%	56.5%	69.4%	67.6%	66.7%	78.6%
うち反射材使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 飲酒運転の根絶

～「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開～

（選定理由）

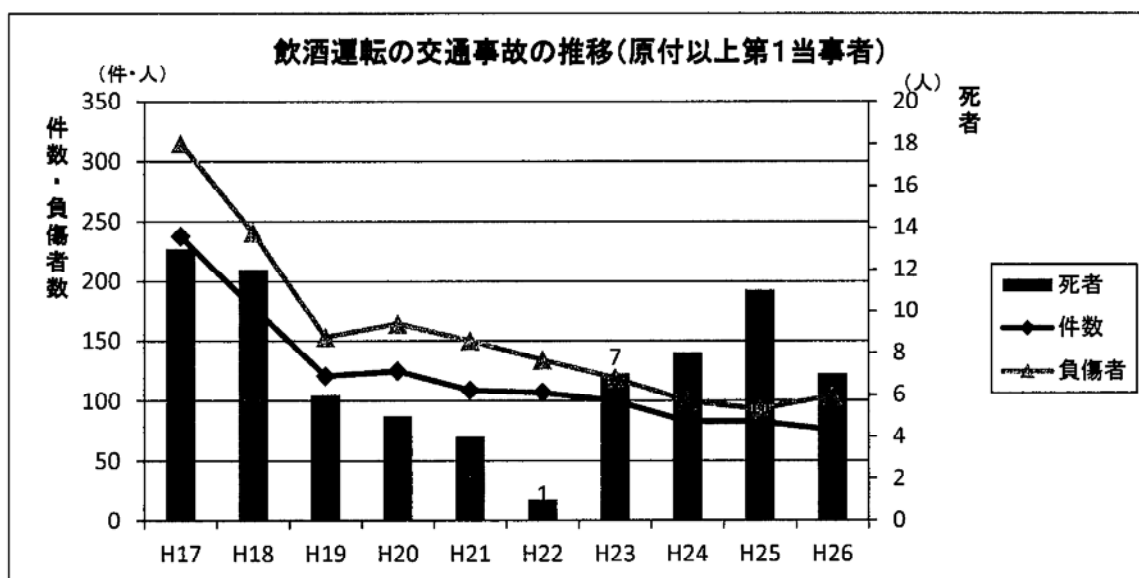
平成26年5月20日「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行され、飲酒運転関連の規制が強化されたところであるが、昨年の県下における原付以上の飲酒運転関連の交通事故は、発生件数77件、死者数7人で、前年に比べ死者数は4人減少しているものの、飲酒運転による死亡ひき逃げ事案など悪質な事案も発生しており、極めて憂慮すべき状況である。（表4参照）

飲酒運転根絶に向け、各関係機関・団体が広報、啓発、キャンペーンなど積極的に取り組んでいるところであるが、交通事故を起こして飲酒運転が発覚するケースも多く見られ、潜在的な飲酒運転は未だ多数にのぼるものとみられる。

また、飲酒運転事故の分析結果では、飲酒場所は「自宅」、飲酒理由は「晩酌」、飲酒運転した理由としては「事故さえおこさなければ」が、それぞれ最も多く、身近な場所で飲酒後、安易な気持ちで車を運転している実態が浮かび上がっている。

飲酒運転の根絶のためには、引き続き「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開を中心に、職場や学校、家庭において飲酒運転による交通事故の悲惨さを広報して、運転者のみならず家族や友人など周辺者の意識改革を図り、また、飲食店等においては運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を推進して、県民総ぐるみで飲酒運転根絶に取り組む気運を高め、『飲酒運転をしない、させない環境づくり』を進める必要がある。

【表4：飲酒運転の交通事故の推移】



※ 『飲酒運転8（やっ）せん運動』

- ① 酒を飲んだら運転しません
- ② 運転するなら酒は飲みません
- ③ 酒を飲んだ人には運転させません
- ④ 酒を飲んだ人には車は貸しません
- ⑤ 運転する人に酒はすすめません
- ⑥ 酒を飲んだ人の車には同乗しません
- ⑦ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- ⑧ 酒を飲んだら自転車も乗りません

ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

(選定理由)

- ① シートベルトの着用状況について

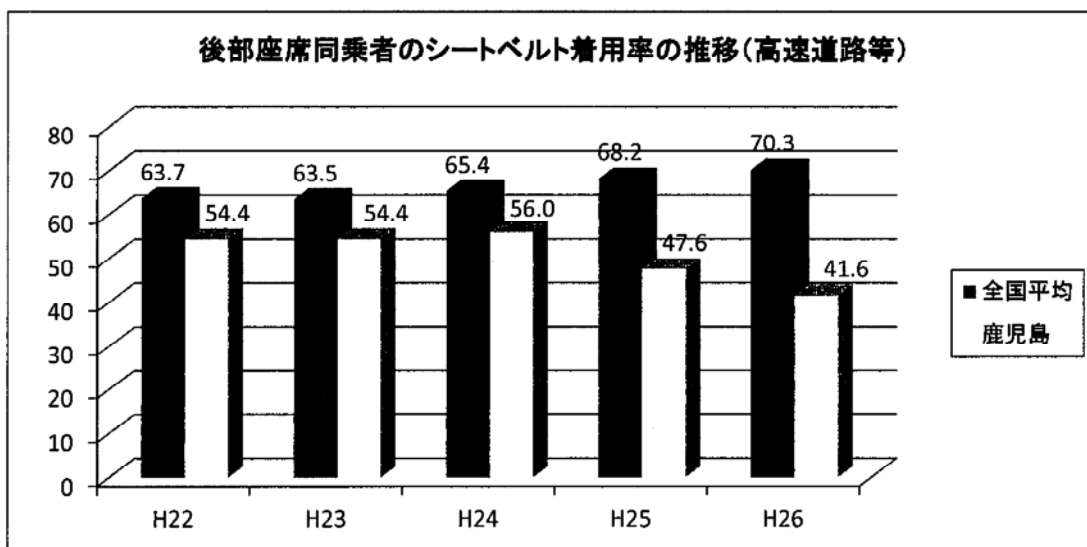
平成26年10月に行われた、日本自動車連盟（JAF）と警察庁による合同着用状況調査で、後部座席同乗者のシートベルト着用率について、高速道路等においては、全国的に着用率は増加傾向にあるが、本県は全国平均を大きく下回り、全国ワースト2であった。（表5参照）

また、一般道路においても、全国平均を下回っており、未だ県民の大多数が非着用という現状にある。(表6参照)

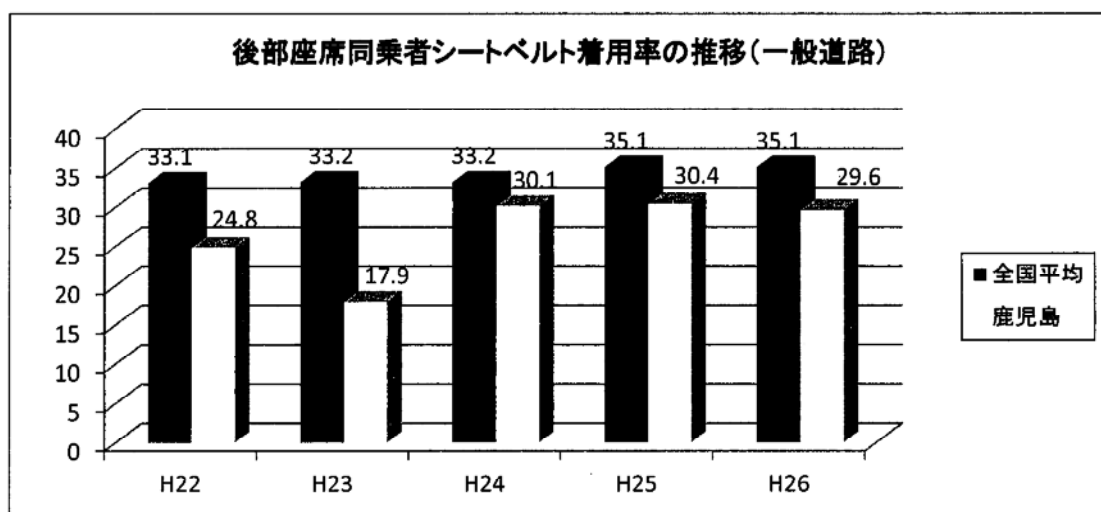
昨年の交通事故死者のうち、シートベルト着用対象者30人中、シートベルト非着用で死亡した者が9人おり、全員、シートベルトを着用していたら助かった可能性が高いと思われるという調査結果であった。

このようなことから、事故時の被害軽減のためには、後部座席を含めた全席シートベルト着用が重要であるため、全席シートベルト着用の必要性や着用効果等についての広報啓発活動等を推進し、シートベルトの着用率向上を図る必要がある。

【表5：後部座席同乗者のシートベルト着用率の推移（高速道路等）】



【表6：後部座席同乗者のシートベルト着用率の推移（一般道路）】



② チャイルドシートの着用状況について

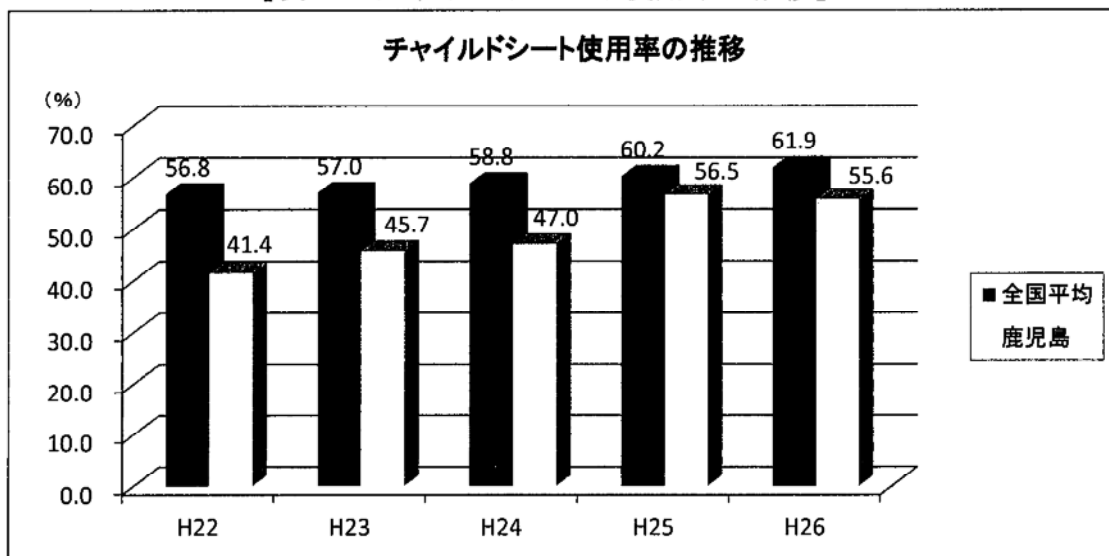
本県における最近5年間のチャイルドシートの着用状況（使用義務がある6歳未満の子供対象）については、いずれの年においても全国平均を大きく下回り、チャイルドシートの着用が未だ徹底されていない現状

にある。(表7参照)

チャイルドシートは子供を事故時の衝撃から守る重要な装置であることから、チャイルドシート着用の必要性、非着用時の危険性及び正しい着用等について周知徹底し、チャイルドシートの着用率向上を図る必要がある。

なお、チャイルドシートを助手席に装着すると事故時にエアバッグにより子供が吹き飛ばす恐れがあることから、後部座席に装着することなど正しい装着も併せて周知する必要がある。

【表7：チャイルドシート使用率の推移】



エ 自転車の安全利用の推進

～「自転車安全利用五則」の周知徹底～

(選定理由)

平成26年中、県下の自転車乗用中の交通事故は、発生件数、負傷者数、死者ともに前年より減少している。

死者数は4人で、前年より4人減少した。(表8参照)

事故原因を分析した結果、死者は全員、負傷者は約9割(692人中、613人)が安全不確認や操作不適などの、誤った通行をしていた。

また、近年、環境問題への意識の高まりや健康志向により、自転車利用者が増加している反面、信号無視や運転時の携帯電話使用など、交通ルール・マナーを無視した危険・迷惑行為が社会問題となり、平成25年12月道路交通法の一部改正により路側帯通行は道路の左側部分に限られ、警察官による制動装置の検査・指導が規定された。

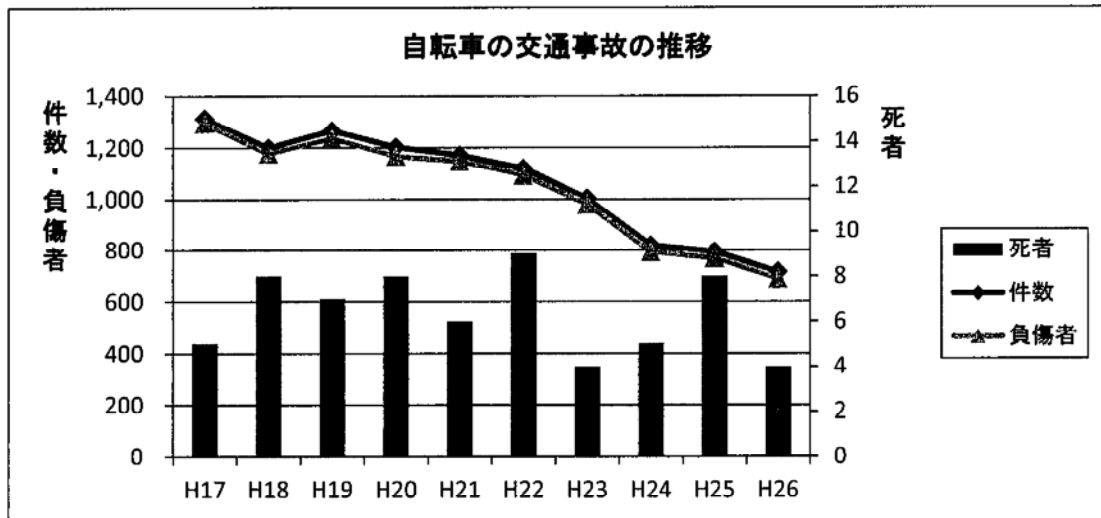
このようなことから、歩道通行時における歩行者優先やヘルメットの着用促進等「自転車安全利用五則」を活用した、自転車の安全利用に加え、道路交通法改正に伴う、自転車の通行方法(車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等)の指導等自転車利用者に対する交通ルール・マナーの向上を図る必要がある。

また、全国的に自転車が加害者となる事故が増加し、高額な損害賠償を請求される裁判例があることから、自転車で起こした交通事故の損害を賠償できる保険制度を普及啓発する必要がある。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

【表 8 : 自転車の交通事故の推移】



オ 子供と若者の交通事故防止

(選定理由)

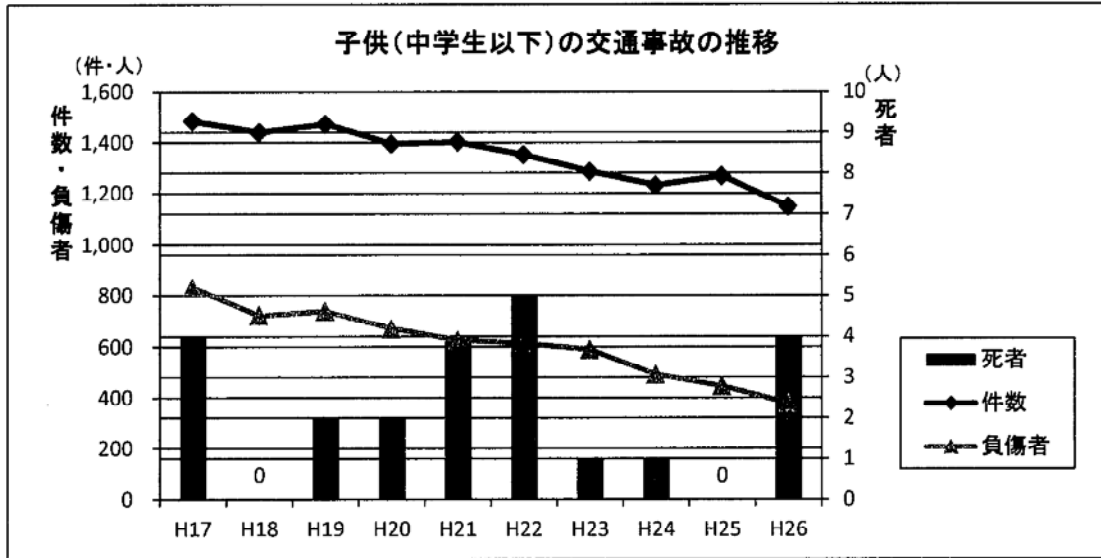
昨年の県下の子供（中学生以下）の交通事故は、発生件数、負傷者は減少したが、前年発生がなかった小学生の死者が4人に上り、九州内で最も多かった。(表9参照)

事故原因を分析した結果、歩行中の6割以上(108人中、70人)が誤った歩行、自転車乗用中の9割以上(94人中、89人)が誤った通行であった。

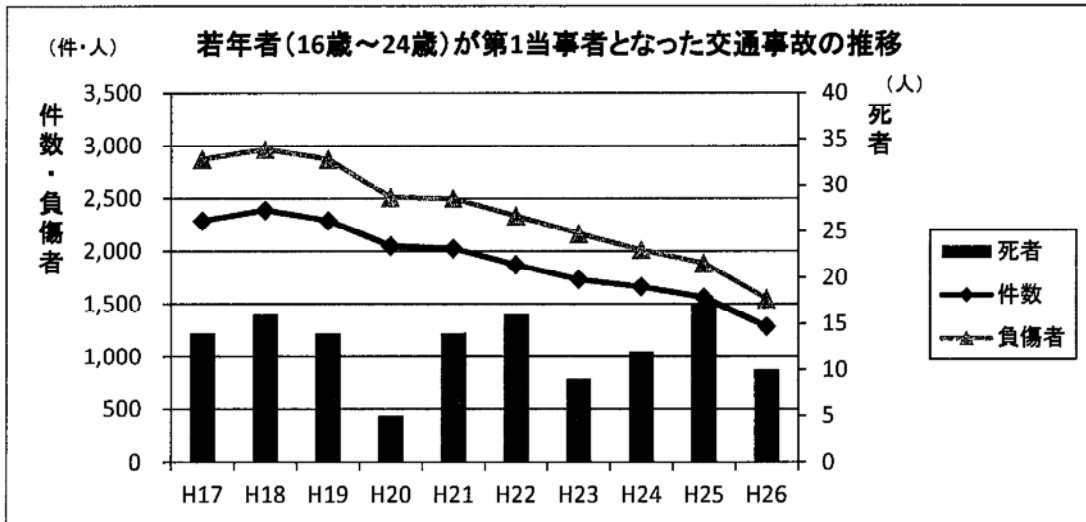
若年(16歳～24歳)運転者に主な原因がある交通事故は、発生件数、負傷者数、死者数ともに減少した。(表10参照)

このようなことから、家族、地域ぐるみで子供の歩行中、自転車乗用中の安全指導、交通マナーの習得、交通社会の一員としての意識付け等に取り組み、また、若者に対しては、交通ルールの遵守と交通事故の悲惨さなどについて再認識させ、交通事故を防止する必要がある。

【表9：子供（中学生以下）の交通事故の推移】



【表10：若年者（16歳～24歳）が第1当事者となった交通事故の推移】



カ 交差点における交通事故防止

(選定理由)

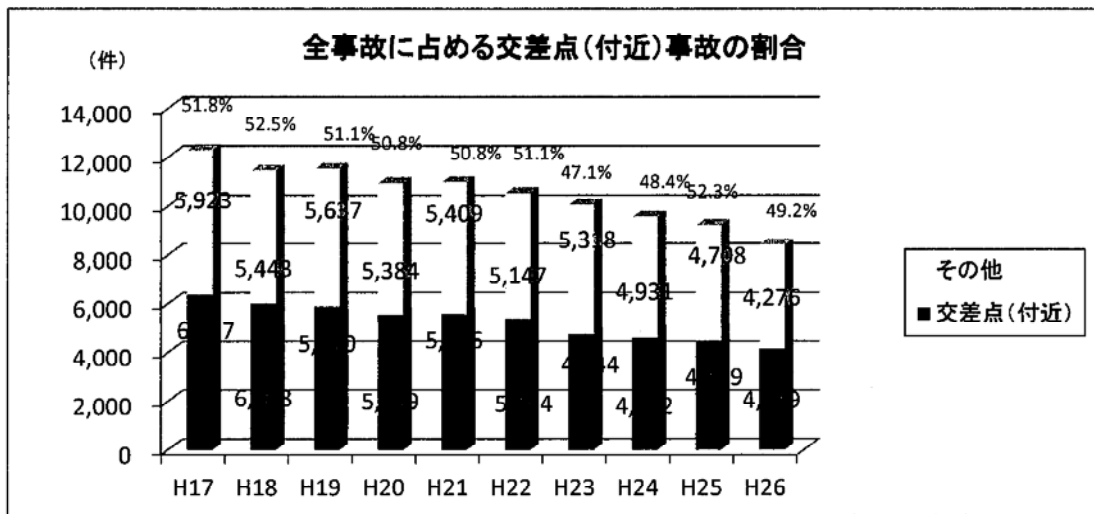
昨年の県下の交通事故発生場所を道路形状別で見ると、交差点及び交差点付近での死者数は27人で前年に比べ2人増加し、発生件数は全交通事故件数(8,425件)の半数近く(4,149件、49.2%)を占めた。(表11参照)

交差点及び交差点付近での死亡事故(車両対歩行者)の原因別では、歩行者妨害と前方不注意が多く、運転者の注意緩慢や基本的なルールが遵守されていないことが事故につながっているといえる。

このようなことから、運転者に対しては、前方を注視して運転に集中すること、横断歩道においては歩行者優先の義務があること、交差点における安全確認の徹底、信号の遵守、確実な一時停止、子供や高齢者に対する思いやり運転や危険予測運転の励行等について、歩行者、自転車利用者に対しては、点滅信号時の駆け込み横断の禁止や信号の遵守、斜め横断の禁止等正しい交

通ルールの実践を呼びかけ、交差点での交通事故防止を図る必要がある。

【表 1 1：全事故に占める交差点（付近）事故の割合】



5 昨年度との運動の最重点、重点の比較

平成26年度	平成27年度(案)
最重点 高齢者の交通事故防止 ～「つけてますか?運動」・「おやっとさあ運動」の展開～	最重点 高齢者の交通事故防止 ～「つけてますか?運動」・「 <u>プラス1運動</u> 」の展開～
重点 ア 早朝,夕暮れ時,夜間における交通事故防止 ～「3(サン)ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～	重点 ア 早朝,夕暮れ時,夜間における交通事故防止 ～「3(サン)ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～
イ 飲酒運転の根絶 ～「飲酒運転8(やっ)せん運動」の展開～	イ 飲酒運転の根絶 ～「飲酒運転8(やっ)せん運動」の展開～
ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ～全席ベルト着用!!「します・させます運動」の展開～	ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ～全席ベルト着用!!「します・させます運動」の展開～
エ 自転車の安全利用の推進 ～「自転車安全利用五則」の周知徹底～	エ 自転車の安全利用の推進 ～「自転車安全利用五則」の周知徹底～
オ 子どもと若者の交通事故防止	オ 子供と若者の交通事故防止
カ 交差点における交通事故防止	カ 交差点における交通事故防止

※ 最重点、重点項目についての「変更なし」の理由について

- ・ 昨年度の最重点・重点項目は、本県における交通事故の特徴への対策、全年齢層に対する交通事故防止対策が盛り込まれた内容であること
- ・ 一昨年、昨年と事故の特徴、発生状況、事故原因などに大きな変化がないことから、引き続き、昨年度の最重点・重点項目の周知徹底を図る必要があること
- ・ 「プラス1運動」の実施

昨年の交通事故の発生状況で横断中の事故が多いことや夜光反射材の着用が浸透していないことから「おやっとさあ運動」に代えて同運動を実施することとした。

6 日を定めて実施する運動等

(1) 各季の交通安全運動

- ア 春の全国交通安全運動 平成27年5月11日（月）～ 5月20日（水）
- イ 夏の交通事故防止運動 平成27年7月21日（火）～ 7月30日（木）
- ウ 秋の全国交通安全運動 平成27年9月21日（月）～ 9月30日（水）
- エ 年末・年始の交通事故防止運動 平成27年12月10日（木）～

平成28年1月10日（日）

(2) 交通事故死ゼロを目指す日（全国統一日）

5月20日（水），9月30日（水）

(3) 毎月の重点日

- ア 高齢者交通安全の日（毎月15日）
- イ 交通安全の日（毎月20日）

(4) 3（サン）ライト運動・点灯の日

10月10日（土）

7 各機関・団体の推進事項

各推進機関・団体の 共通実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季交通安全運動、「高齢者交通安全の日」「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 「つけてますか？運動」・「プラス1運動」等高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」等飲酒運転根絶運動の推進 ○ 全席ベルト着用！！「します・させます運動」等シートベルト，チャイルドシート着用向上対策の推進 ○ 「3（サン）ライト運動」の展開を中心とした早朝，夕暮れ時，夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン，講習会等の開催 ○ ポスター，のぼり旗，横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議，交通安全県民運動推進協議会の開催 ○ 第9次県交通安全計画の展開 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村，関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全関係機関・団体の育成指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢者交通事故防止講習会事業の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用ビデオの貸出し

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ ポスター，チラシ，広報車，広報誌等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車，駐輪対策の推進 ○ 安全施設，通学路等の点検整備 ○ 介護福祉係と連携し，民生委員等を介しての高齢者宅訪問による交通安全教育の強化 ○ 高齢者元気度アップポイント制度に交通安全教育を導入するなど高齢者交通安全教育の充実 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等，運転免許自主返納メリット制度の促進
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性，迷惑性の高い違反の指導取締りの強化 ○ 総合的な交差点・自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 交通安全施設等整備の積極的な推進 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
教育関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方，交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び具体的取組の促進 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌，連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 原付車又は自転車安全利用モデル校宣言等自主活動の活発化 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

<p>道 路 管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車専用道路の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配慮した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路，通学路における安全対策の推進
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車，立て看板，桃太郎旗，チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 運転者等に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす，自転車，原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 積極的なチャイルドシート貸出し等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ シートベルトコンビンサーの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者，幼児・児童交通安全指導員の養成 ○ セーフティ・チャレンジ180の推進
<p>安全運転管理協議会 運 輸 支 局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係 機 関 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等にに従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ グッドライダー・防犯登録制度の推進 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両の街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会の実施 ○ シートベルト，ヘルメットの正しい着用指導の徹底
<p>交 通 安 全 母 の 会 各 地 域 活 動 推 進 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚・母親指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施

自動車教習関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生，卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力
社会福祉協議会 老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県，県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 警察が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
自 転 車 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用五則の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ T S マークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方の指導の徹底 ○ 交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険制度の普及啓発
九州旅客鉄道株式会社 鹿 児 島 支 社 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導，踏切脱出訓練，運転者のマナーアップの指導強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備